



地域における支え合い活動 及び 個別避難計画について

流山市 健康福祉部 福祉政策課
04-7196-6605 (課直通)

地域支え合い活動 - 孤立死防止と災害への備え -

ニーズ・情報を共有 -日常からの関係づくり-

- 対象となる方**
- ① 75歳以上のみ世帯の方
 - ② 障害等級をお持ちの方
要介護認定を受けた方
 - ③ 登録を希望する方

同意により名簿登録

本人の連絡先・災害時の配慮事項等
※緊急時の連絡先（市でのみ保管）

流山市

自治会等

お住まいの地域の活動主体

日常からの地域支え合い活動

声かけ、見守り、サロン活動
防災訓練、ちょっとしたお手伝い

災害発生時の地域支え合い活動

情報伝達・避難支援・安否確認
避難所での支援活動

関係機関

民生委員・児童委員
消防・警察・社会福祉協議会
地域包括支援センター等

対象要件に該当された方には、流山市から登録希望の調査票を送付しています。
※登録を希望する方の随時申出も可能です。(福祉政策課04-7196-6605まで)

地域のチカラ - 少しずつ・できることを・できる範囲で -

支え合いのかたち – 地域ぐるみで連携 –

緩やかな見守り	地域による見守り	専門的な見守り
<p>日々の生活や業務の中で</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「それとなく注意を払う」 ● 「さりげなく様子を見る」 ● 仲間と集う ● サークルやボランティア活動 	<p>見守りが必要な方に対して (支え合い活動名簿を活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定期的な安否確認・声かけ ● 防犯パトロール時の見守り ■ 災害時の避難支援・安否確認 	<p>本人・家族からの相談・申請 地域からの通報・相談を受けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 困難事例の対応（家族による虐待・認知症など） ● 医療や介護保険サービス、福祉の制度へつなげる ■ 災害時の応急対応・適切な支援
<div style="background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;">異変に気づいた時は専門機関・緊急対応につなげる</div>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所・友人 ● 敬老会・ふれあいの家 ● 地域見守りネットワーク・SOSネットワーク (民間事業者との協定) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員 ● 地区社会福祉協議会 <p style="text-align: center;">自治会・自主防災組織</p> <p style="text-align: center;">社会福祉協議会</p> <p style="text-align: center;">高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所 ● 警察・消防（緊急時） <p style="text-align: center;">介護支援専門員</p> <p style="text-align: center;">相談支援専門員</p>

3

地域支え合い活動 – 各地域での活動事例 –

日頃の自治会活動の中で

- 手渡しで回覧板を回す
- 自治会の広報紙を手渡しで配付する
- 防犯パトロール時の外部からの見守り

サロン・敬老会・健康教室

- 仲間づくり・多世代交流の推進
- 高齢者ふれあいの家による交流の場づくり
- ながいき100歳体操（市から講師派遣）

気づき・さりげない見守りの輪

- 認知症サポーター養成講座の活用
- 出前講座の活用
- 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、警察、消防等との連携

災害への備え

- 支援情報の登録
- 避難訓練
- 支え合いマップの作成



これまで行ってきた活動や、無理なく手近に取り組めることから！！

4

異変に気付いたら – チーム・ネットワークで対応 –

緊急性は無さそうだが、行政サービスや地域の支援が必要な場合

買い物、食事、洗濯等、日常生活に支障をきたしているように感じられる等、
緊急性は無さそうだが、何らかの支援が必要と思われる場合

- 相談窓口や専門機関への連絡・連携
- 民生委員・児童委員との情報共有、民間サービスの利用等も考えられます。

	主な連絡・相談・通報先	電話番号
流山市役所	福祉政策課（地域支え合い活動など）	04-7196-6605
	介護支援課（介護保険制度）	04-7150-6531
	高齢者支援課（高齢者福祉・介護予防）	04-7150-6080
高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	北部（東深井・江戸川台小学校区）	04-7155-5366
	北部西（西深井・新川小学校区）	04-7197-1378
	中部（常盤松・西初石・おおぐろの森中学校区）	04-7150-2953
	南部（南部・南流山中学校区）	04-7159-9981
	東部（東部・八木中学校区）	04-7148-5665

※ おおたかの森中学校区は、中部、南部、東部に分かれています。

5

異変に気付いたら – チーム・ネットワークで対応 –

ここ数日、姿が見えない・雨戸が閉じたまま等、安否が気になる場合
(郵便物や配達物の牛乳が溜まっているが…もしかしたら入院している・外出しているかもしれない)

- 家族等への連絡（所在や普段の様子を確認） ※家への立入りには、原則家族等の了承が必要です



- 家族の連絡先が分からない・連絡がつかない場合
市役所（緊急連絡先を保管）、高齢者なんでも相談室等の関係機関へ連絡

地域で緊急連絡先が分からない時は…【市が確認できる情報】

福祉政策課	・地域支え合い活動に登録されている緊急連絡先（不同意者含む） ・地域で見守り活動を行う方（自治会関係者・民生委員）への確認
介護支援課	・担当ケアマネジャーや介護保険制度・介護サービスの利用状況
高齢者支援課	・高齢者なんでも相談室の相談履歴・高齢者福祉サービスの利用状況
障害者支援課	・障害者手帳の情報や障害福祉サービスの利用状況
保険年金課	・医療機関の受診履歴



最終的に
警察・消防へ連絡

6

個別避難計画の作成

個別避難計画とは

- 震災や風水害など、有事の際の避難にあたり、支援が必要な方（**避難行動要支援者**）がいます。
- 避難を支援する方の情報や避難経路、緊急連絡先などを記載しておくものが「**個別避難計画**」です。



- 個別避難計画の**作成対象者**
 - (1) 要介護3以上の認定を受けている方
 - (2) 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳④等の方
 - (3) その他、自力での判断や避難が困難な方
- 対象者のうち、次のような方を**優先的に作成**します。
 - ✓ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方
 - ✓ 医療的ケア（※）の必要な方
 - （※）在宅酸素療法を受けている方、人工呼吸器を使用している方など

7

個別避難計画の作成

自治会等や地域の方々へお願い

対象の方から次のような相談・依頼があった場合は、

可能な範囲でのご協力をお願いいたします。

- 避難の際の支援
- 「個別避難計画」への情報の登載

- ※ この計画は、あくまでも **避難の可能性を高めるためのもの** です。
- ※ **必ず避難の支援をしなければならないというものではありません。**



8